

(例示様式)

最低賃金に関する規程

第1条 当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額 円とする。

ただし、最低賃金法第7条の最低賃金の減額特例許可を受けた者を除く。

2 前項の賃金額には、最低賃金法第4条第3項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算出方法は、最低賃金法施行規則第2条の定めるところによる。

附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日

住 所

事業場名

代表者名